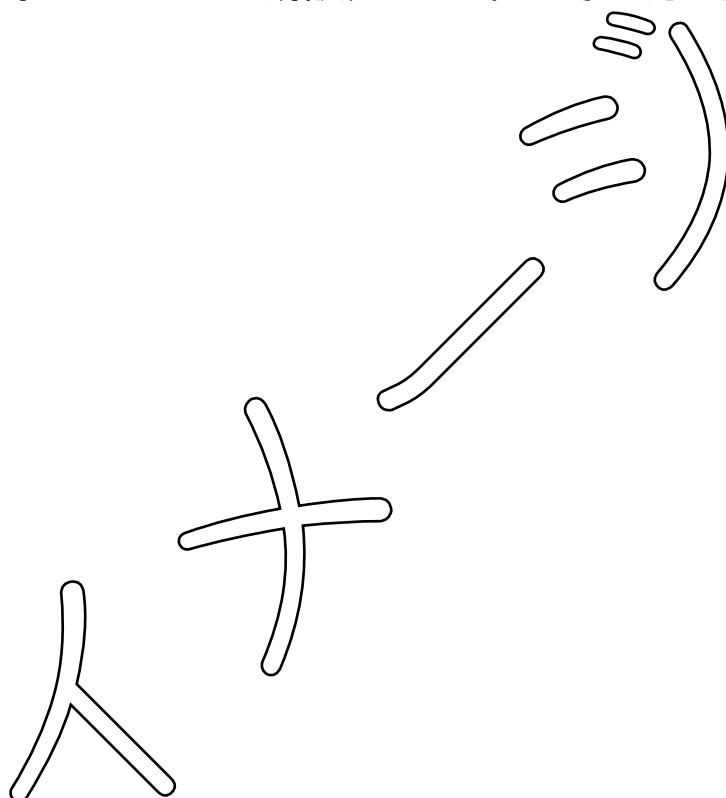


〈イメージ〉

【別添②】

公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）



令和〇年〇月

国土交通省官庁営繕部

公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）について

令和7年7月改定の「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について、営繕工事における事例を更新し、発注者や工事の受注者等の視点を明確にした不適切な典型的事例に見直しを行いました。

また、目次から検索しやすいよう、次の分類の見出しを作成するとともに、「ポイント」を発注者としてとるべき対処方法等（防止のため注意すべきポイント）の記載に見直しました。

1. 円滑な施工確保

円滑な施工確保（入居官署等、行政手続き、関連工事の調整）が出来なかった事例

2. 働き方改革の取組

働き方改革の取組を考慮しなかった事例

3. 社会的・自然的要因

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した事例

4. 敷地や施設の現況確認

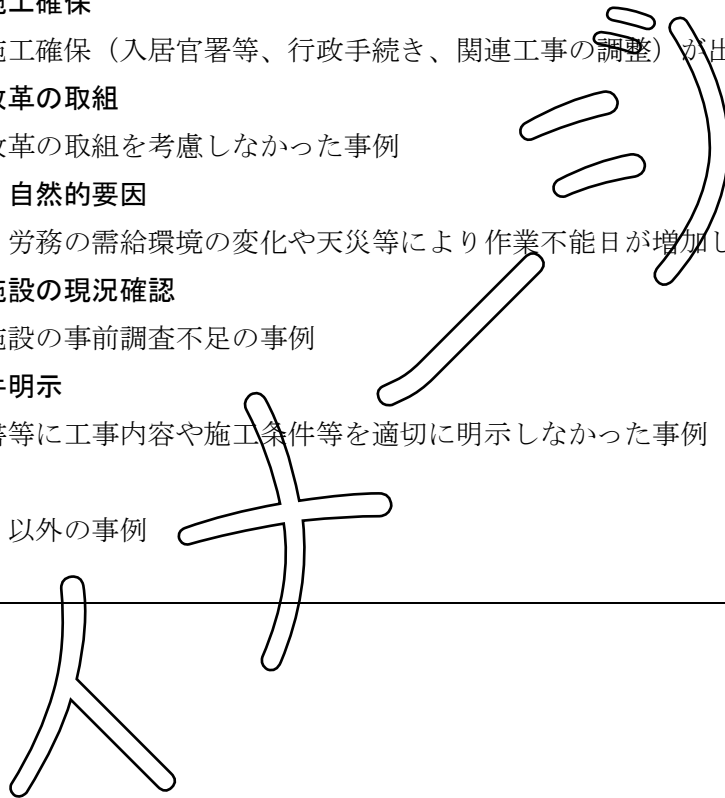
敷地や施設の事前調査不足の事例

5. 施工条件明示

設計図書等に工事内容や施工条件等を適切に明示しなかった事例

6. その他

1. ～5. 以外の事例



目次

第 1 基本方針	1
第 2 適正な工期を確保するための方策	1
1. 企画、調査及び設計段階	1
2. 1. 1① 現地調査及び調査結果に基づく協議及び調整に要する期間に対する事例	1
事例_①-1：円滑な施工確保	1
事例_①-2：円滑な施工確保	2
2. 1. 1② 設計、入札契約手続及び施工のそれぞれに要する期間に対する事例	2
事例_②-1：円滑な施工確保	2
2. 1. 1③ 近隣、建物利用者等に対する調整に要する期間に対する事例	2
事例_2. 1. (1) ③-1：敷地や施設の現況確認	2



公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）

第1 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

また、建設業への労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）の適用を踏まえ、円滑な施工確保はもとより、建設業の中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

発注者は、適正な工期を確保するため、企画、調査及び設計、工事発注準備、入札契約並びに施工の各段階において以下の事項に取り組む。

1. 企画、調査及び設計段階

（1）事業が着実に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定し、工事の予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。

- ①現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。
- ②設計（計画通知手続期間等を含む。）、入札契約手続及び工事着手から工事完成までの施工（資機材（設備機器を含む。以下同じ。）・労務の調達、現場事務所の設置等の「準備期間」及び施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」を含む。）のそれぞれに要する期間。
- ③近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。

2.1.1① 現地調査及び調査結果に基づく協議及び調整に要する期間に対する事例

事例①-1：円滑な施工確保

■分類：円滑な施工確保

■参考事例

基本設計の終了後に、事業部局から基本計画の内容と異なる新たな設計条件が提示された。

そのため、基本計画にさかのぼる手戻りが発生し、設計の終了が遅れた。更にその後の

工事発注手続き等のスケジュールに影響を及ぼした。

■ポイント

事業の企画段階では、事業部局と十分に調整した「設計条件」を整理すると共に、設計スケジュールに沿った協議を進めることが重要である。また、各種申請手続期間を踏まえた適切な「設計期間」※を確保する。

事例①-2：円滑な施工確保

■分類：円滑な施工確保

■参考事例

設計図面の完成から工事費の予算化までの間に景観条例が改正されていたが、情報収集が十分ではなく把握していなかった。

工事の発注手続き中に条例改正に気が付き、行政手続きのための追加資料の作成、外装材の一部変更等に追加の期間を要した。

■ポイント

必要な各種申請内容※とそれに要する期間を幅広く確認・把握するとともに、工事発注までに関係官公署等と十分な調整を行うことができる期間を見込む。

2.1.1② 設計、入札契約手続及び施工のそれぞれに要する期間に対する事例

事例②-1：円滑な施工確保

■分類：円滑な施工確保

■参考事例

設計段階で設定した受電日は竣工日間際に設定しており、後工程に必要な期間を考慮していなかった。

そのため、施工段階で設備機器等の試運転調整に要する期間等を適切に確保できなかった。

■ポイント

設計段階で、受電の時期、設備の総合試運転及び諸検査等に必要な期間を考慮し、適切に概成工期※を設定するとともに、「準備期間」、「後片付け期間」についても考慮し、適切な施工期間を確保する。

2.1.1③ 近隣、建物利用者等に対する調整に要する期間に対する事例

事例2.1.(1)③-1：敷地や施設の現況確認

■分類：敷地や施設の現況確認

■参考事例

解体工事の施工方法について、設計段階では市街地であるにも関わらず敷地条件を十分に考慮せずに工法を決定した。

そのため、施工段階で振動・騒音に係る近隣からの苦情が寄せられ、工法・工程の見直しが必要となった。

■ポイント

近隣建物の状況調査を行い、それを踏まえた工法・重機等を選定するとともに、事前に工事内容等を工事の影響を受ける関係者へ説明する。

